

帯広市地域防災無線戸別受信機等貸与取扱要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市地域防災無線戸別受信機等貸与取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市地域防災無線管理運営規程第3条第3項に基づき、帯広市地域防災無線戸別受信機、文字表示盤及び外部アンテナ（以下「戸別受信機等」という。）を貸与するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(戸別受信機の貸与対象)

第2条 戸別受信機は、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「対象世帯」という。）を対象に貸与するものとする。

- (1) 市内に居住し、かつ、その属する世帯員の全員がスマートフォンや携帯電話等の通信手段を持たない世帯
- (2) おびひろ避難支援プランにおける、優先度が高い避難行動要支援者のうち、情報伝達による支援を希望する者が属する世帯
- (3) その他、災害情報の入手にあたり特に戸別受信機の貸与が必要と認められる世帯

2 貸与台数は、1世帯につき1台とする。

3 聴覚障害者のみで構成される対象世帯に貸与する場合は、文字表示盤を併せて貸与する。

(貸与の費用)

第3条 戸別受信機等は、無償で貸与する。

2 帯広市（以下「市」という。）は、戸別受信機の電波受信感度向上のため、必要があると認めるときは、外部アンテナを併せて貸与、設置する。ただし、戸別受信機等設置後の移設、配線の変更等に要する費用は戸別受信機等の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

(貸与の申請)

第4条 戸別受信機の貸与を希望する者は、戸別受信機貸与申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査して貸与の可否を決定し、戸別受信機貸与決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

3 電波受信感度向上のため、外部アンテナの貸与を希望する者は、戸別受信機外部アンテナ追加貸与申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査して貸与の可否を決定し、戸別受信機外部アンテナ追加貸与決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(設置場所等の変更)

第5条 借受者は、転居等により戸別受信機等の設置場所を変更したときは、速やかに戸別

受信機等設置場所等変更届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- 2 借受者が死亡、転出その他の事由により欠けた場合において、当該借受者が属していた対象世帯の他の世帯員が引き続き貸与を希望するときは、新たに借受者となる者が、速やかに戸別受信機等設置場所等変更届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（戸別受信機等の返還）

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、借受者（第1号の場合にあつては、当該世帯の世帯員）は速やかに戸別受信機等返還届（様式第6号）を市長に提出し、戸別受信機等を返還しなければならない。

- (1) 借受者が死亡又は転出その他の事由により欠けた場合であつて、当該借受者が属していた世帯が第2条第1項各号に規定する対象世帯に引き続き該当するにもかかわらず、前条第2項に規定する届出がなされないとき。
- (2) 借受者の属する世帯が対象世帯に該当しなくなったとき。
- (3) 借受者が戸別受信機等を必要としなくなったとき。
- (4) その他市長が貸与することが適当でないと認めたとき。

- 2 前項に規定する場合において、戸別受信機等を返還するときは、その撤去に要する費用は市が負担し、撤去後の建物の現状回復に要する費用は借受者が負担する。

（維持管理）

第7条 借受者は、戸別受信機等が常に正常に使用できるよう、責任を持って維持管理し、異常を発見した際は速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 戸別受信機の維持管理に要する経費のうち、電気料金及び内蔵乾電池等の消耗品に関する費用については、借受者の負担とする。

（戸別受信機の破損）

第8条 借受者が、故意又は過失により戸別受信機等を破損させた場合は、修理又は交換に係る費用は借受者の負担とする。ただし、借受者の責めに帰することができない事由による場合は、市が負担する。

（市が負担する費用）

第9条 この要綱に基づき外部アンテナの設置及び撤去作業を行うに当たり市が負担する費用は、予算の範囲内とする。

（禁止事項）

第10条 借受者は、戸別受信機等を譲渡し、転貸し、又は担保に供することができない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この要綱の施行に関し必要な準備行為は、この要綱の施行前においてもすることがで

きる。